

単 価 契 約 仕 様 書

教育委員会事務局総務部学校事務支援室

(担当：石原・西村：８４１－３６８５)

件名	(単価契約) 京都市立学校・園等産業廃棄物処分業務 ただし上京区
形状・寸法	予定数量に示す産業廃棄物 (混載)
予定数量	混載： 35,500 kg ※学用品・教材・オフィス家具等を主とするが、少量の廃タイヤやコンクリート等を含む。なお、予定数量はあくまで予定であり、排出数量が大きく変動する可能性があるが、数量の変動による契約変更は行わない。 ※上記混載の内には、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類を含む。 ※上記以外に処分に当たって必要な情報等に変更が発生した際には、別途教育委員会から文書をもって通知するものとする。
契約期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日
契約条件	１ 総則 (１) 本業務は京都市契約事務規則、関係法令等を順守するとともに本仕様書に基づき完全に履行すること。 (２) 受託者 (以下、「乙」という) と京都市 (以下、「甲」という) は関係法令に基づく委託契約書を締結する。 ２ 処分の内容 別紙１の学校・園及び行政区内に事務所等が存在する教育委員会事務局の所属 (以下、「学校・園等」という) から排出される産業廃棄物の処分を下記のとおり実施する。 (１) 受託者の条件 乙は、甲から交付される廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可証の中に、予定数量に示す産業廃棄物を対象とした許可を受けた者でなければならない。 (２) 処分方法 許可証に記載の処分方法に基づき適正に処分すること。 (３) 搬入方法 ア 学校・園等から排出される産業廃棄物の搬入は、甲が別途契約する収集運搬業者 (以下、「丙」という) が行う。搬入の際、丙が甲と契約した者であることを示す方法等については、契約後に別途協議のうえ決定する。 イ 搬入は契約期間の間、乙の処分場の営業時間の間、随意に行うものとする。ただし、原則として３月中旬以降 (時期等は契約後に別途指示) の搬入は行わない。 ウ 搬入される産業廃棄物は通常「混載」で搬入されるため、適切に対応すること。

	エ 乙は処分場において、搬入された産業廃棄物を適正な方法で計量しなければならない。 オ その他搬入時に必要なことについては協議のうえ、甲の指示に従うこと。 (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付等 ア 乙は丙から受領したマニフェストのうち、産業廃棄物受領時に必要事項を記入のうえ、B1 票、B2 票を丙に手渡すこと。 イ 乙は処分終了後、残るマニフェストに必要事項を記入の上、C2 票を丙に、D 票、E 票を併せて教育委員会学校事務支援室に速やかに送付すること。 3 契約金額の支払い方法 1 ヶ月ごとの処分実績（搬入重量）を取りまとめたうえ、処分重量に k g あたりの単価を乗じて算出するものとする。なお、1 k g 未満は切り捨てとする。 乙は1 ヶ月の実績を取りまとめたうえで、翌月中に請求書を送付するものとする。なお、請求書には各日ごとの処分重量が内訳として記載されていなければならない。 4 作業完了届の提出 乙は、1 ヶ月の実績を取りまとめたうえで、作業完了届を教育委員会学校事務支援室に提出するものとする。 5 その他 (1) 本仕様書に明記の無い場合又は疑義を生じた場合においては、速やかに甲と協議すること。 (2) 契約解除を行う場合は、甲・乙いずれの責に帰するものであっても、乙は契約解除段階で受入れを行っていた産業廃棄物については、その責において適正な処分の履行を行うものとする。 (3) 甲は契約期間の間、乙の事業所において適正な履行がなされているか、確認のため訪問することができることとする。確認日は、前日までに甲から乙に伝達されるものとし、乙はこれを拒むことはできない。 (4) 乙は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。また、受託者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。
--	---

学校・園一覧 ただし（上京区）

	学校・園名	所在地	備考
1	室町小学校	上、室町通上立売上る室町頭町 261	
2	京極小学校	上、寺町通石薬師下る西側染殿町 658	
3	新町小学校	上、中立売通室町西入三丁町 457	
4	西陣中央小学校	上、大宮通今出川上る観世町 135-1	
5	乾隆小学校	上、寺之内千本東入 1 丁目下る姥ヶ寺之前町 919-3	
6	翔鸞小学校	上、御前通今出川上る鳥居前町 671	
7	仁和小学校	上、御前通一条下る東堅町 132-1	
8	正親小学校	上、浄福寺通中立売下る菱丸町 170	
9	二条城北小学校	上、浄福寺通下立売下る中務町 487	
1 0	烏丸中学校	上、烏丸通上立売上る相国寺門前町 647-23	
1 1	上京中学校	上、一条通室町西入東日野殿町 395・396 合地	
1 2	嘉楽中学校	上、今出川通千本東入般舟院前町 148	
1 3	二条中学校	上、竹屋町通千本東入主税町 911	
1 4	北総合支援学校	上、堀川通寺之内上る下天神町 650- 1	
1 5	京極幼稚園	上、塔ノ段藪ノ下町 428	
1 6	みつば幼稚園	上、小川通今出川下る針屋町 370	
1 7	待賢幼稚園	上、丸太町通黒門東入藁屋町 536- 1	
1 8	乾隆幼稚園	上、寺之内通千本東入 1 丁目下る姥ヶ寺之前町 919-3	
1 9	翔鸞幼稚園	上、御前通今出川上る鳥居前町 671	
2 0	元西陣小学校	上、上立売通堀川西入幸在町 689	
2 1	元聚楽小学校	上、葭屋町通中立売下る北俵町 317	
2 2	元待賢小学校	上、丸太町通黒門東入藁屋町 536- 1	
2 3	京都まなびの街生き方探究館	上、西洞院通下立売下る東裏辻町 42	
2 4	学校文書集配センター （メールセンター）	上、竹屋町通千本東入主税町 911	
2 5			以上
2 6			
2 7			
2 8			
2 9			
3 0			
3 1			
3 2			
3 3			
3 4			
3 5			

産業廃棄物

処 分

受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。
ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☒の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受託者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分の 施設の処分能力	☐ 許可証のとおり
※ 受託者の委託業務が中間処分の場合 最終処分地について、いずれか選択して☒を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処分方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処分能力	☐ 許可証のとおり